入札説明書

【一般競争入札】

件名：東京国際センター食堂のテーブル及び椅子の購入

（注）本件入札の参加のためには、競争参加資格の確認が必要となります。本入札説明書の記載内容をよくお読みいただき、所定の期限までに必要な手続を行なってください。競争参加資格の確認を受けない場合は、本入札説明書を受領していても、入札には参加できませんのでご注意下さい。

平成 25 年 11 月 21 日

独立行政法人国際協力機構

第1　入札内容

「東京国際センター食堂のテーブル及び椅子の購入」に係る入札公告に基づく入札等については、独立行政法人　国際協力機構一般契約事務取扱細則（平成15年10月1日細則（調）第8号）（以下「細則」という。）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

1　公告日

平成25年11月21日

2　契約担当役

所長　佐々木十一郎

3　競争に付する事項

(1) 件　　名：東京国際センター食堂のテーブル及び椅子の購入
(2) 内 容 等：詳細は、「第2　仕様書」のとおり
(3) 納　　期：平成26年3月14日(金)
(4) 納入場所：東京都渋谷区西原2-49-5
独立行政法人国際協力機構　東京国際センター食堂
(5) 入札方法：一般競争入札（「第2 仕様書」に対する総価（円）を持って行う。）
落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100（消費税等を除いた金額）に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

4　照会窓口

郵便番号151-0066
東京都渋谷区西原2-49-5
独立行政法人国際協力機構　東京国際センター　総務課（担当：二見）
電話　03-3485-7058　FAX　03-3485-7072

5　競争参加資格

（1）　細則第4条の規定に該当しない者であり、当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）

に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。

(2) 公告日において平成25・26・27年度全省庁統一資格の「物品の製造」または「物品の販売」の「A」、「B」または「C」の等級の競争参加資格を有する者であること。(以下「全省庁統一資格者」という。)
ただし、上記における全省庁統一資格者でない者が本競争への参加を希望する場合は、別途資格審査を受けることができる。

(3) 競争参加資格確認申請時に下見積書(原価計算書)を提出できる者。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立がなされている者(手続き開始の決定後、再認定を受けた者を除く)でないこと。

(5) 本件に係る設計・施工監理業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

(6) 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体、総会屋、社会運動・政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等、その他反社会勢力との直接または間接の関係がないこと。

6 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、参加の意思及び上記 5 に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、下記③の書類等を提出し、契約担当役から競争参加資格の有無について確認を受けなければなりません。なお、期限までに必要な書類等を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができません。

① 提出期間:平成 25 年 11 月 25 日(月)から平成 25 年 12 月 6 日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 10 時から午後 5 時まで(午後 0 時 30 分から午後 1 時 15 分を除く)

② 提出場所:上記 4 に同じ

③ 提出書類等:

イ) 競争参加資格確認申請書(様式 1)

ロ) 下見積書

ハ) 全省庁統一資格審査結果通知書(写)

ニ) (納入予定の銘柄が入札説明書に記載された参考銘柄と異なる場合のみ)納入予定の銘柄の製造メーカー、仕様がわかる資料(カタログ、パンフレット等。写でも可)

④ 提出方法:持参または郵送(郵送の場合は上記①の期間内に必着するものに限る)

(2)　全省庁統一資格保有者でない場合は、上記(1)の要領に従い、当方での資格審査に必要な書類を整えて提出してください。
提出が必要な書類は、以下のサイトに記載されています。
国際協力機構ホームページ⇒調達情報⇒競争参加資格審査
http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html#a03

(3)　下見積書は、競争参加資格確認申請書と同時に提出してください。下見積書には算出単価及び総価を記載し、商号または名称及び代表者氏名を記載し押印してください（任意様式）。下見積書提出後に内容について説明を求められた場合はこれに応じていただきます。入札書に記載する金額は下見積書に提示した金額と同じか、それ以下の金額としてください。

(4)　競争参加資格の確認の結果は平成25年12月9日（月）付までの文書をもって郵送にて通知します。平成25年12月10日（火）までに結果が通知されない場合は、上記4にお問い合わせください。

(5)　その他
①　申請書の提出に係る費用は、申請者の負担とします。
②　申請書を提出する際には、返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、所定の料金（80円）の切手を貼った長3号または同等の大きさの封筒を申請書と併せて提出してください。
③　提出された申請書を、競争参加資格の確認以外に申請者に無断で使用することはありません。
④　一旦提出された申請書等は返却しません。また、提出期限以降の差し替え、再提出は認めません。
⑤　申請書に関する問い合わせ先は、上記4に同じです。

7　競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1)　競争参加資格がないと認められた者は、契約担当役に対して競争参加資格がないと認めた理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができます。
①　提出期間：平成25年12月10日（火）から平成25年12月12日（木）までの毎日、午前10時から午後5時まで（午後0時30分から午後1時15分を除く）
②　提出場所：上記4に同じ
③　提出方法：書面の提出は、提出場所へ持参することにより行うものとし、郵送等または電送によるものは受け付けません。

(2)　契約担当役は、説明を求めた者に対し、平成25年12月13日（金）付書面により回答します。

8　入札説明書等に対する質問

(1)　仕様書の内容等、この入札説明書に対する質問がある場合は、次に従い書面（様式 2、商号または名称、担当者名及び担当者の連絡先を必ず記載してください）により提出して下さい。

① 提出期間：平成 25 年 11 月 25 日（月）から平成 25 年 12 月 2 日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 10 時から午後 5 時まで（午後 0 時 30 分から午後 1 時 15 分を除く）

② 提出場所：上記 4 に同じ

③ 提出方法：書面をファックスにて提出してください。また、書面と同時に Futami.Shinichiro@jica.go.jp 宛に電子データ（エクセル形式）で提出してください。

(2)　上記（1）の質問に対する回答書は、次のとおりファックスにて行います。

① 平成 25 年 12 月 4 日（水）午後 5 時までに本件の入札説明書を配布した業者全員にファックスにて回答します。

② 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。入札金額は回答による変更を反映したものとして取り扱います。

9　現場説明会の開催

(1)　日時：平成 25 年 11 月 29 日（金）11 時

(2)　場所：東京都渋谷区西原 2-49-5

独立行政法人国際協力機構　東京国際センター　セミナールーム 7

(3)　参加希望者：1 社につき 2 名までとし、平成 25 年 11 月 28 日（木）までに様式（任意）で「件名、出席の希望、社名及び代表出席者名」を明記して、上記 4 までファックスで連絡願います。

10　辞退書の提出

(1)　資格の確認を受けた者が競争参加を辞退するときは、次に従い辞退書（様式 3）を提出してください。

① 提出期限：平成 25 年 12 月 13 日（金）17 時

② 提出場所：上記 4 に同じ

③ 提出方法：書面の提出は、提出場所へ持参または郵送等送付（ただし、①の期限までに必着）により行うこととします。

(2)　上記（1）の手続きにより競争参加を辞退した者は、これを理由として以後の資格の確認等について不利益な取扱いを受けるものではありません。

11　入札執行日時及び場所等

(1)　日時：平成 25 年 12 月 17 日（火）11 時

(2)　場所：東京都渋谷区西原 2-49-5

独立行政法人国際協力機構　東京国際センター　セミナールーム 7

(3)　必要書類：入札参加に当たっては、以下の書類をご準備ください。

① 競争参加資格確認通知書（写）1 通

② 委任状　1 通（代表権を有する者が出席の場合は不要。様式 4）

③ 入札書（様式 5）及び封筒 3 通（最大入札回数 3 回）

12　入札方法等

(1)　持参とし、郵送または電送による入札は認めません。

(2)　入札金額は「第 2 仕様書」に対する総価（円）をもって行います。

(3)　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 5（消費税等）に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切捨てた金額）をもって落札価格とします。従って、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100（消費税等分を除いた金額）に相当する金額を入札書に記載してください。

(4)　入札書は入札金額を記入して、次のいずれかの方法により記名捺印し、封入のうえ、入札担当係員の指示に従い入札箱に投入してください。

① 代表権を有する者自身による場合は、その氏名及び職印

② 代表権を有する者以外の者による場合は、委任状を提出のうえ、受任者氏名及びその者の印

(5)　入札に参加できる者は原則として各社 1 名とし、これ以外の者は入札場所に立ち入ることはできません。

(6)　入札者は、一旦提出した入札書を引換、変更または取消すことが出来ません。

(7)　入札保証金は免除します。

13　入札の無効

(1)　上記 5 に掲げる競争参加資格のない者が行った入札、申請書等に虚偽の記載をした者が行った入札並びに本入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、その入札者は失格となります。無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すこととします。

(2)　契約担当役により競争参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において、措置要領に基づく指名停止措置を受けている等、上記に掲げる資格のない者は、競争参加資格がない者として取り扱います。

(3)　入札執行開始時刻に、間に合わなかった者は失格とします。

(4)　次に掲げる入札書は無効となり、その入札者は失格となります。

① 入札書に入札者の記名、捺印が欠けているとき。代理人による場合は、委任状で届出があった代理人の印と同一の捺印が欠けているとき。

② 入札金額が訂正してあり、訂正のための入札者の印が押されていないとき。

③ 誤字、脱字、汚染等により、判読ができないとき。

④ 入札件名が違っているとき。

⑤ 条件が付されているとき。

⑥ 再入札において、入札金額が前回までの入札における最低額と同額以上の入札をしたとき。

⑦ 競争参加資格のない者が行った入札。

⑧ 他者の競争参加を妨害した者の入札。

⑨ 入札執行者等の職務執行を妨げた者の入札。

⑩ その他、談合等不正行為をなした者の入札。

14 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限内の範囲内で最低の価格を持って入札した者を落札者とします。

(2) 落札者となるべき同価の入札をなしたる社が 2 人以上あるときは抽選により落札者を決定します。

(3) 開札の結果、入札者全ての入札金額が予定価格を超える場合には再入札を行います。再入札を 2 回まで行っても落札者がないときは、入札を打ち切り、入札金額の最も低い者から、順次随意契約の交渉を行います。

15 入札会手順等

(1) 入札会の手順

① 入札案件名の確認：

各出席者は競争参加資格確認通知書写しを提出し、入札事務担当者が入札案件名を確認します。

② 入札会出席者氏名の確認：

入札事務担当者が入札会出席者名簿を回付し、各出席者へ署名を求めます。

③ 委任状の受理（代表権を有する者が出席の場合は不要）：

各出席者は、様式 3 の書式による委任状を提出します。

④ 入札会出席者氏名、委任状の内容確認：

入札事務担当者が、上記②、③の書類の記載内容を確認します。

⑤ 入札書の投入：

各出席者は、様式 4 の書式による入札書を封入の上、入札箱へ投入し

ます。

⑥ 開札及び入札書の内容確認：

入札事務担当者が、投入された入札書の記載内容を確認します。

⑦ 入札金額の発表：

入札事務担当者が、入札金額を低い順番から読み上げます。

⑧ 予定価格の開封及び入札書との照合：

入札執行者が、予定価格を開封し最低入札金額と照合します。

⑨ 落札業者の発表：

入札執行者が、「落札」または「不調」を発表します。

なお、不調の場合には直ちに再入札を行います。

再入札を２回まで行っても落札者がないときは、入札を打ち切り、入札金額の最も低いものから、順次随意契約の交渉を行います。

(2) 入札途中での辞退

「不調」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、次のように入札書金額欄に「入札金額」の代りに「辞退」と記載し、入札箱に投入してください。

金			辞				退			円

16 見積書の提出、契約書作成及び締結

(1) 落札者と決定された者は、速やかに見積書及び見積内訳書を提出するものとします。

(2) 第３「契約書（案）」を基本として、速やかに契約書を作成し、締結するものとします。契約保証金は免除します。

(3) 契約条件、条項については、契約書（案）を参照してください。

17 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 本入札説明書は、日本国の法律に準拠し、解釈されるものとします。

(3) 入札結果については、入札参加社名、入札金額等を当機構ホームページ上で公表します。

(4) 国際協力機構一般契約事務取扱細則は、以下のサイトにて公開中です。
http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html

18 密接な関係にあると考えられる法人との契約にかかる情報の公表について

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づき、行政改革推進本部事務局から、独立行政法人が密接な関係にあると考えられる法人と契約する際には、当該法人への再就職の状況や取引高などの情報を公表することが求められています。

つきましては、当機構においてもこれに基づき関連情報を当機構のホームページで公表することとしますので、必要な情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。

(1) 公表の対象となる契約

当機構との間に締結する契約のうち、次に掲げるものを除く。

① 当機構の行為を秘密にする必要があるとき

② 予定価格が次の基準額を超えない契約

イ) 工事又は製造の請負の場合、250万円

ロ) 財産の買入れの場合、160万円

ハ) 物件の借入れの場合、80万円

ニ) 上記以外の場合、100万円

③ 光熱水料、燃料費及び通信費の支出に係る契約

(2) 公表の対象となる契約相手方

次のいずれにも該当する契約相手方

① 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること

② 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の３分の１以上を占めていること（総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績によることとする）

(3) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します 。

① 当機構の役員経験者又は当該契約相手方の役員等として再就職している当機構課長相当職以上経験者の氏名、契約相手方での現在の職名及び当機構における最終職名

② 契約相手方の直近３ヵ年の財務諸表における当機構との間の取引高

③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

イ) ３分の１以上２分の１未満

ロ) ２分の１以上３分の２未満

ハ) ３分の２以上

④ 一者応札又は応募である場合はその旨

(4)　公表の時期

契約締結日以降、所定の日数以内（72 日以内。ただし、4 月締結の契約については 93 日以内）に掲載することが義務付けられている。

(5)　情報提供の方法

契約締結時に所定の様式を提出していただきますので、ご協力をお願いします。

以　上

第 2　仕様書

1　納入品名、台数、仕様または参考銘柄

(1)　スタッキングチェア　206 台

スチールクロムメッキ／ポリプロピレン（赤、青、黄、白各色）

500x550x830 (sh450)

参考銘柄：ANGLE（相合家具製作所）

(2)　テーブル 1　40 台

メラミン化粧版／小口ソフトエッジ／スチール既成十字脚

W1300xD800xH720

(3)　テーブル 2　16 台

メラミン化粧版／小口ソフトエッジ／スチール既成十字脚

W650xD800xH720

※上記仕様等については、別添図面 A-29「食堂　イス・テーブル仕様」を参照のこと。

2　納入場所

東京都渋谷区西原 2-49-5

独立行政法人国際協力機構　東京国際センター食堂

3　納期

(1)　納品期限：平成 26 年 3 月 14 日

(2)　納品作業日時：平日午前 9 時から 17 時まで。ただし、場合によっては事前の申し出により時間外、土日祝日の作業を可能とする。複数日に分けての納品も可能とする。

4　納品に関する注意事項

(1)　落札者は必ずしも参考銘柄を納入しなければならないわけではない。性能、機能等の仕様が参考銘柄と同等か、それ以上の仕様を満たす製品を納入すること。同等品とは外寸、特性等が、ほぼ同一でありかつ仕様を充たすことを求める。

(2)　JICA は落札者が納入を予定する製品の仕様が参考銘柄と同等以上であることを契約前に確認するものとする。このため、落札決定後、速やかに什器仕様書、カタログ等の必要資料を提出すること。

(3)　確認の結果、JICA が要求する仕様を満たしていないと判断した場合には、仕様を満たす代替品に変更の上、納入すること。納入品の変更に追加的な費用が発生する場合、その費用は落札者の負担とする。納入品の変更が不可能な場合には、落札決定を取り消すこともありうる。

(4) 本調達には、物品の搬入、設置、梱包材の廃棄を含む。処理については、関係法令に基づき適正に行うこと。
(5) 本調達には、既存品の廃棄は含まれない。
(6) その他、この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、発注者とその都度協議して決定する。

6 事前及び納入時の注意事項等
(1) 搬入前に発注者側と日程調整を行い、搬入計画書を提出すること。
(2) 搬入関係者用に、普通車で1台分の駐車場を無償提供する。それ以上の車輌は施設運営上支障をきたすことが懸念されるためで駐車できない。
(3) 搬入の際は本館通用口を使用すること。
(4) 搬入経路及びエレベーター内に必要に応じて養生を行うこと。
(5) 什器は指定した場所に設置すること。
(6) 搬入作業中は、原則現場代理人またはそれに準じる者が現場に常駐すること。ただし搬入現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者と常に携帯電話等で連絡がとれる体制が確保されると発注者が認めた場合、常駐することを要しない。
(7) 搬入作業においては、関係者であること識別できるよう腕章を着用する等の対応を行うこと。
(8) 搬入作業中、施設利用者が廊下を行き来するため、作業場所の養生や安全対策には十分留意すること。当センター関係者、利用者の安全には十分注意すること。これらとの間でトラブルが生じた場合は、警備を通じて監督職員に連絡して解決を図ることとする。
(9) 施設利用状況により作業実施の制約が発生する場合があるため、搬入に当たっては必ず事前に関係者と調整し相互に協力して進めること。

7 提出書類
納入品の取扱説明書、保証書等

8 検査
納入時に次の検査を行うものとする。
(1) 納入業者による自主検査
(2) JICAによる納品検査

以上

別添 図面A-29「食堂 イス・テーブル仕様」

（様式１）

競争参加資格確認申請書

平成　　年　　月　　日

独立行政法人国際協力機構
東京国際センター
契約担当役
所長　佐々木　十一郎　殿

住所
商号又は名称　　㊞
代表者役職・氏名　　㊞

(担当者氏名　　)
(電話　　FAX　　)
(E-mail:　　)
(文書送付先住所　　)
※会社住所と異なる場合にご記入ください。

平成 25 年 11 月 21 日付で公告のありました「東京国際センター食堂のテーブル及び椅子の購入」に係る一般競争入札に参加を希望します。
つきましては、当社の必要な競争参加資格について確認されたく、申請します。

以上

※　様式のデータは、国際協力機構ホームページ「調達情報」→「調達ガイドライン、様式」→「様式　一般競争入札：最低価格落札方式（国内向け物品・役務等）」
（http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_price.html）よりダウンロードできます。

（様式2）

質問書

（案件名）「東京国際センター食堂のテーブル及び椅子の購入」
（公示日：平成25年11月21日）について、以下のとおり質問いたします。

社名　　：
担当者名　：
Tel　　：
E-mail　：

通番	該当頁	該当項目	質問
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10	*(記入例) P. 9*	*第2 3. (2)③ 成果品*	*成果品としてCD-ROMでのデータ提出の指示があるが、何枚提出すればよいのか。*

※このフォーマットで書ききれない場合には、適宜行数を増やすなどして対応願います。

※本質問状は持参もしくは郵送するとともに、電子メールでも送付戴くようお願いします。(Excel形式で送付願います。)
※電子メールの送付先アドレスは入札説明書/プロポーザル方式選定説明書に記載のアドレスとなります。
※　様式のデータは、国際協力機構ホームページ「調達情報」→「調達ガイドライン、様式」→「様式　一般競争入札：最低価格落札方式（国内向け物品・役務等）」（http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_price.html）よりダウンロードできます。

（様式 3）

辞退書

平成　　年　　月　　日

独立行政法人国際協力機構
東京国際センター
契約担当役
所長　佐々木　十一郎　殿

住所
商号又は名称　　㊞
代表者役職・氏名　　㊞

平成 25 年　月　日付で競争参加資格確認通知がありました「東京国際センター食堂のテーブル及び椅子の購入」に係る一般競争入札の参加を辞退します。

以上

※　様式のデータは、国際協力機構ホームページ「調達情報」→「調達ガイドライン、様式」→「様式　一般競争入札：最低価格落札方式（国内向け物品・役務等）」
（http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_price.html）よりダウンロードできます。

（様式 4）

委任状

平成　　年　　月　　日

独立行政法人国際協力機構
東京国際センター
契約担当役
所長　　佐々木　十一郎　殿

住所
商号／名称　　㊞
代表者役職・氏名　　㊞

私は、弊社社員　　㊞ を代理人と定め、下記の事項を委任します。

委　任　事　項

1　「東京国際センター食堂のテーブル及び椅子の購入」について、平成 25 年 12 月 17 日に行われる貴機構の入札に関する一切の権限

2　その他上記に関する一切の権限

以上

※　様式のデータは、国際協力機構ホームページ「調達情報」→「調達ガイドライン、様式」→「様式　一般競争入札：最低価格落札方式（国内向け物品・役務等）」（http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_price.html）よりダウンロードできます。

（様式 5）

入札書

平成　　年　　月　　日

独立行政法人国際協力機構
東京国際センター
契約担当役
所長　　佐々木　十一郎　殿

住所
商号／名称　　㊞
代表者役職・氏名　　㊞
入札会出席者　　㊞

件名：「東京国際センター食堂のテーブル及び椅子の購入」

標記の件について入札公告及び入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ、一括下記のとおり入札いたします。

金										円

＊ 消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を記載のこと

以上

※　様式のデータは、国際協力機構ホームページ「調達情報」→「調達ガイドライン、様式」→「様式　一般競争入札：最低価格落札方式（国内向け物品・役務等）」（http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_price.html）よりダウンロードできます。

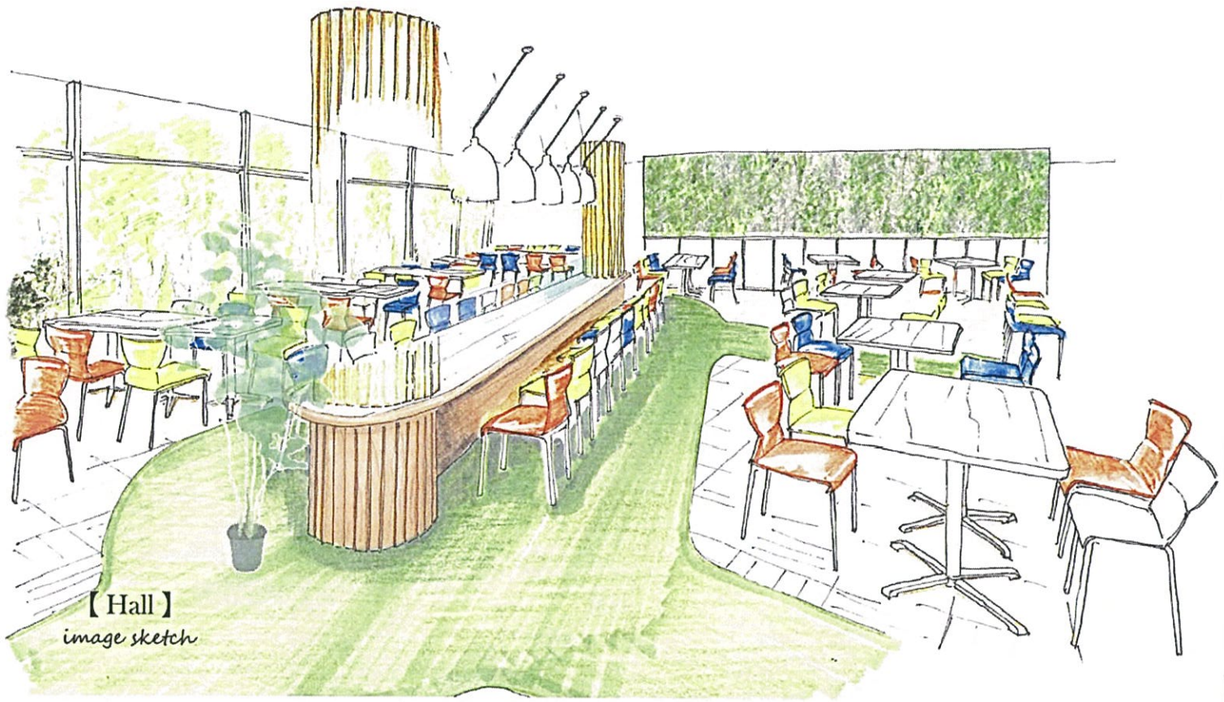

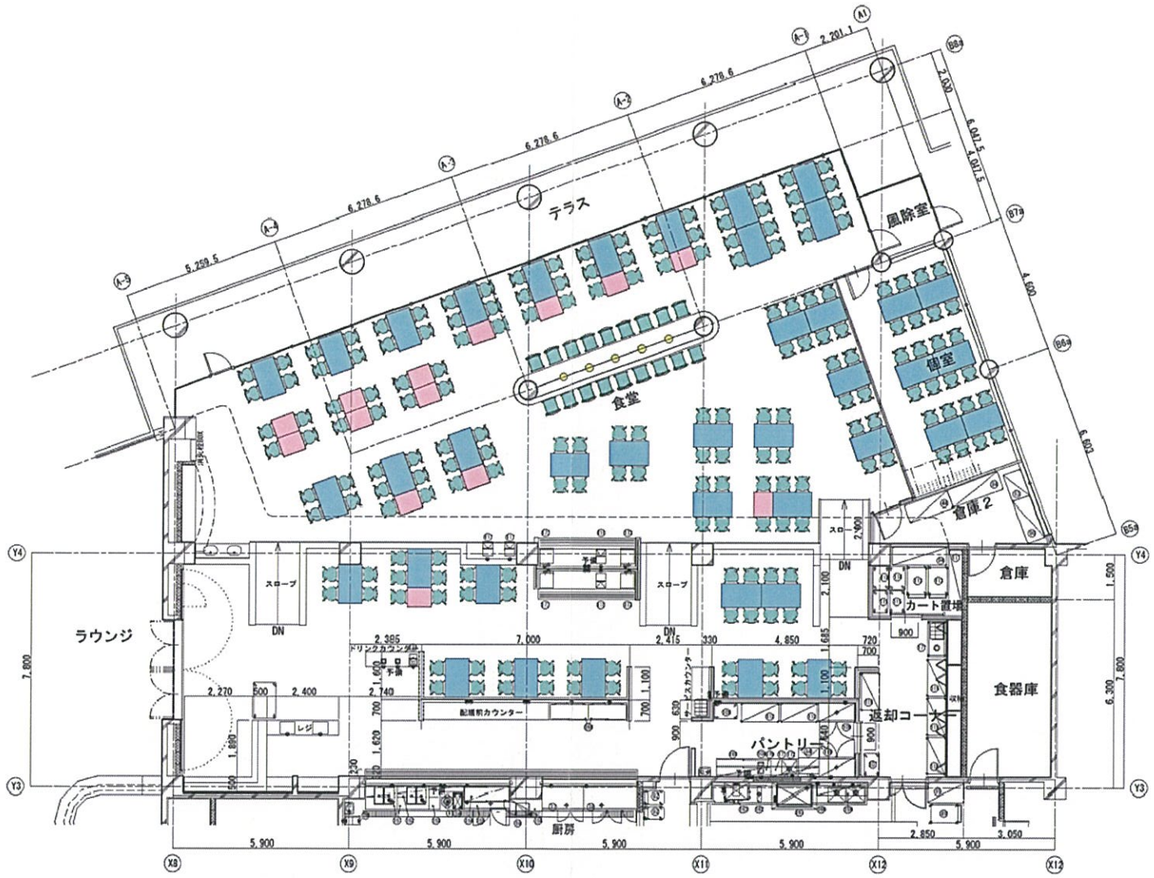

ビッグテーブルペンダント

color:
ホワイト
size:
約Φ 260×高さ 345 / 1.6kg
コード長 2.5m
spec:
E26 max90W シリカ電球
引掛けシーリング対応
material:
スチール（エナメルハイグロス甲仕上

ダイニングテーブル

size:
2名 / w 650*d 800*h 720
4名 / w 1300*d 800*h 720
material:
メラミン化粧板
ソフトエッジ
金物（アジ（シルバー）

ANGLE

size:
w 500* d 550* h 830 (sh450)
material:
スチール / クロームメッキ
ポリプロピレン
note:
※スタッキング可
maker:
相合家具

特注品

	家　具	数　量	備　考
	スタッキングチェア	206	W500xD550xH830 (sh450)
	テーブル１	40	W1300xD800xH720
	テーブル２	16	W650xD800xH720
	ペンダント照明	5	φ260xH345

○ご連絡先

→スタッキングチェア・テーブル
株式会社　相合家具製作所
TEL:03-3585-0762

→ペンダント照明
CIBONE Aoyama
TEL:03-3475-8017

REVISED MATTER(S)						
	tanico タニコー株式会社 TANICO CORPORATION	CHECK	DESIGN	PROJECT NAME 東京国際センター食堂・厨房設備改修工事	DATE 25年9月30日	No. A-29
		CHECK	DRAWN	TITLE 食堂 イス・テーブル仕様	SCALE A1：1/100 A3：1/200	

売　買　契　約　書（案）

１．件　　名　東京国際センター食堂のテーブル及び椅子

２．仕　様・数　量　付属書Ⅰ「仕様書」のとおり

３．契　約　金　額　金００，０００，０００円（うち消費税額等００，０００円）
内訳は付属書Ⅱ「契約金額内訳書」のとおり

４．納　入　期　限　平成２６年３月１４日

５．納　入　場　所　東京都渋谷区西原２丁目４９番５号
独立行政法人国際協力機構　東京国際センター食堂

独立行政法人国際協力機構　契約担当役　所長　佐々木　十一郎（以下「発注者」という。）と、株式会社○○○○○○○　代表取締役　○○○○○（以下「受注者」という。）とは、頭書記載の物品の売買について、以下の各条項により売買契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（信義、誠実の義務）
第１条　発注者及び受注者は、おのおの対等な立場において互いに協力し、信義を守り、誠実に本契約を履行しなければならない。

（契約の目的）
第２条　受注者は、東京国際センター食堂のテーブル及び椅子（以下「契約物品」という。）を頭書に示す条件で発注者に納入し、発注者は、頭書に契約金額として記載された金額のうち、付属書Ⅱに定められた対価を支払う義務を負う。

（納入条件）
第３条　受注者は、契約物品を付属書Ⅰに示す条件で納入しなければならない。

（契約内容の変更等）
第４条　発注者は、特別な理由により本契約の内容を変更する必要があると認められるときは、発注者及び受注者で協議の上、受注者に対する書面による通知により、本契約内容を変更し、又は一部を中止し、若しくは打ち切ることができる。
２　前項の場合において、受注者に増加費用が生じ又は受注者がそれにより重大なる損害を蒙ったときは、発注者はその費用を負担するものとし、その金額は発注者及び受注者で協議して定めるものとする。ただし、発注者は、発注者の予見の有無を問わず、特別の事情から生じた費用、損害、受注者の逸失利益及び第三者からの損害賠償に基づく損害については責任を負わないものとする。

（権利義務の譲渡）

第５条　受注者は、本契約により生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を発注者の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。

（消費税額等）

第６条　発注者及び受注者は、頭書の契約金額のうち消費税額等とは、消費税法及び地方税法の規定に基づき、契約金額に１０５分の５を乗じて得た消費税額及び地方消費税額の合計額であることを確認する。

（契約保証金）

第７条　発注者は、本契約に関し、受注者から契約保証金を徴求しない。

（検査）

第８条　受注者は、契約物品の納入に先立ち、発注者又は発注者の指定する者の検査を受け、これに合格しなければならない。

２　受注者は、前項による検査に合格しない物品については、速やかにこれを引取りその物品にかわる代替品を納入しなければならない。

（納入の完了）

第９条　受注者は、前条の検査に合格した契約物品について、発注者の指示に従い頭書に定める納入場所に搬入し、発注者が検収したときをもって納入を完了したものとする。

（危険負担）

第10条　前条に定める納入を完了し、受注者が提出する「納品書」を発注者が受領するまでの危険は受注者が負担し、その後の危険は発注者が負担するものとする。

（瑕疵担保）

第11条　第９条による納入の完了後においても、契約物品について瑕疵が発生したとき、又はかくれた瑕疵が発見された場合は、受注者は、速やかに無償でその物品の補正又は代替品の納入をしなければならない。

（代金の支払）

第12条　受注者は、第９条による納入が全て完了し、第10条による「納品書」を発注者が受領した後、請求書を発注者に提出するものとする。なお、請求にあたって消費税額等に１円未満の端数が生じる場合には切り捨て処理を行う。

２　発注者は、前項の適法なる請求書を受理した日から30日以内に、当該代金を口座振込みの方法により受注者に支払うものとする。

３　発注者の責に帰する理由により、前項の規定による支払期間内に当該金額の支払をしないときは、受注者は、その期間満了の日の翌日から起算して支払をした日までの日数に応じ、その支払金額に対して年（365 日とする。）5.0 パーセントの割合で計算した遅延損害金の支払を発注者に請求することができる。ただし、遅延損害金に１円に満たない端数がある場合はこれを切り捨てる。

（納期延長）

第13条　受注者は、天災地変その他自己の責に帰することのできない理由により、頭書に定める納入期限内に契約物品を納入することができないときは、発注者に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面により納期の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、発注者及び受注者で協議して、書面によりこれを定めるものとする。

2　発注者は、受注者の責に帰する事由により受注者が頭書に定める納入期限内に契約物品を納入することができないときは、発注者の定める日数の範囲内で納期延長を認めることがある。

3　前項の場合において、発注者は、遅延日数に応じ、頭書の契約金額に対し年（365日とする。）5.0パーセントの割合を乗じて計算した遅延損害金を受注者より徴収することができる。なお、端数計算については第12条に準ずるものとする。

（損害の賠償）

第14条　受注者は、本契約の履行に関し受注者の責により発注者に損害が発生した場合、その損害を賠償しなければならない。

2　受注者は、本契約の履行に関し受注者の責により第三者に損害が発生した場合、受注者が損害を与えた第三者と協議の上、その損害を賠償若しくはその他の方法にて解決しなければならない。

3　本条の各規定は、本契約が終了した場合においても同様とする。

（談合等不正行為に対する措置）

第15条　受注者が、次の各号のいずれかに該当したときは、受注者は発注者の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額とする）の100分の10に相当する額を談合等不正行為に係る違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（１）本契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第３条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が同法第８条第１項第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、同法第７条の２第１項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

（２）本契約に関し、受注者（法人にあたっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の３又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第89条第１項若しくは第95条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

2　前項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合においては、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前項の違約金を発注者に支払わなければならない。

3　受注者が第１項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年（365日とする。）5.0パーセントの割合を乗じて計算した遅延損害金を受注者より徴収することができる。なお、端数計算については第12条に準ずるものとする。

4　本条の各規定は、本契約が終了した場合においても同様とする。

（発注者の契約解除権）

第16条　次の各号の一に該当する場合には、発注者は、何らの催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。

（１）第13条による納期延長の場合を除き、受注者の責に帰する事由により、受注者が第３条に定める納入期限までに契約物品を納入しないとき、又は発注者が納入を完了する見込みがないと認めたとき。

（２）受注者が本契約の条項に違反したとき。

（３）受注者が他から執行保全処分、強制執行、競売処分、租税滞納処分、その他公権力による処分を受け、若しくは特別清算、会社更生手続、民事再生手続、破産又は私的整理手続を申し立てられ、又は自らそれらのもの、若しくは再生手続開始の申立てをしたとき。

（４）受注者が手形交換所から手形不渡処分を受けたとき。

（５）受注者の資産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認めるに足る相当の理由が　あるとき。

（６）受注者が前条第１項各号の規定の一に該当するものとして発注者から不正行為に係る違約金の請求をうけたとき。

２　前項第１号又は第２号の規定により本契約を解除したときは、受注者は、発注者に対し、契約金額の100分の10に相当する解約違約金を支払わなければならない。

（受注者の契約解除権）

第17条　受注者は、発注者が本契約に違反し、その違反により本契約を完了することが不可能となったときは本契約を解除することができる。

２　前項の規定により本契約を解除したときは、発注者は、受注者に対し、契約金額の100分の10に相当する解約違約金を支払わなければならない。

（秘密の保持）

第18条　受注者は、業務の実施上知りえた情報（以下、秘密情報という。）を発注者から指示が無い限り秘密として保持し、これを第三者に開示してはならない。

２　受注者は、秘密情報について、業務の履行に必要な範囲を超えて使用、提供又は複製してはならない。又、いかなる場合も改ざんしてはならない。

３　受注者は、本業務の従事者が、その在職中、退職後を問わず、秘密情報を保持することを確保するため、秘密取扱規定の作成、秘密保持誓約書の徴収その他必要な措置を講じなければならない。

４　本条の各規定は、本契約が終了した場合においても同様とする。

（秘密情報の管理等に関する事故の対応と報告）

第19条　受注者は、秘密情報の漏えい、滅失又はき損その他の秘密情報の管理に係る違反行為等が発生したときは、直ちに被害の拡大防止及び復旧等のために必要な措置を講ずるとともに速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。

２　前項の規定は、本契約が終了した場合においても同様とする。

（秘密情報の返却及び廃棄）

第20条　受注者は、本契約終了後、速やかに秘密情報を発注者に返却又は判読不可能な方法により消去しなければならない。ただし、予め発注者の了承を得た場合は、この限りではない。

（検査の権利）

第21条　発注者は、必要があると認めるときは、受注者の事務所等において秘密情報が適切に管理されているかを調査し管理状況が不適切である場合は、改善を指示することができる。

2　前項の規定は、本契約が終了した場合においても同様とする。

（個人情報保護）

第22条　受注者は、本契約において、発注者の保有個人情報（「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）」の第2条第3項で定義される「保有個人情報」を指す。以下「保有個人情報」という。）を取り扱う業務を行う場合は、次の各号に定める義務を負うものとする。

（1）受注者の業務に従事する者（再委託又は下請負を行う場合には、再委託の受託者と下請負人を含む。以下、同じとする。）に次の各号に掲げる行為を遵守させること。ただし、予め発注者の承認を得た場合は、この限りではない。

（イ）保有個人情報について、改ざん又は業務の履行に必要な範囲を超えて利用、提供、複製してはならない。

（ロ）保有個人情報を第三者へ提供し、その内容を知らせてはならない。

（2）受注者の業務に従事する者が前号に違反したときは、独立行政法人個人情報保護法第50条から第51条及び第53条に定める罰則が適用され得ることを、受注者の業務に従事する者に周知すること。

（3）個人情報保護管理責任者を定めること。

（4）保有個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。

（5）発注者の求めがあった場合は、保有個人情報の管理状況を書面にて報告すること。

（6）保有個人情報の漏えい、滅失又はき損その他の本条に係る違反行為等が発生したときは、直ちに被害の拡大防止及び復旧等のために必要な措置を講ずるとともに、速やかに発注者に報告し、その指示に従うこと。

（7）本契約履行期間後、速やかに保有個人情報を、発注者に返却又は判読不可能な方法により消去すること。ただし、予め発注者の承認を得た場合は、この限りではない。

2　前項第1号の規定は、本契約が終了した場合においても同様とする。

3　発注者は、必要があると認めるときは、受注者の事務所等において、保有個人情報が適切に管理されているかを調査し、管理状況が不適切である場合は、改善を指示することができる。

（安全対策）

第23条　受注者は、本業務に従事する者（下請負人がある場合には下請負人を含む）の生命・身体等の安全優先を旨として、自らの責任と負担において、必要な安全対策を講じて、業務従事者の安全確保に努めるものとする。

（業務災害補償等）

第24条　受注者は、自己の責任と判断において業務を遂行し、受注者の業務従事者の業務上の負傷、疾病、廃失又は死亡にかかる損失については、受注者の責任と負担

において十分に付保するものとし、発注者はこれら一切の責任を免れるものとする。

（契約の公表）

第25条　受注者は、本契約の名称、契約金額並びに受注者の氏名及び住所等が一般に公表されることに同意するものとする。

2　受注者が法人であって、かつ次の各号のいずれにも該当場合には、前項に定める情報に加え、次項に定める情報が一般に公表されることに同意するものとする。

(1) 発注者において役員を経験した者が受注者に再就職していること又は発注者において課長相当職以上の職を経験し、かつ受注者の役員等として再就職していること

(2) 発注者との取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

3　受注者が前項の条件に該当する場合に公表される情報は、以下のとおりとする。

(1) 第2項第1号に規定する再就職者に係る情報（氏名、現在の役職、発注者における最終職名）

(2) 受注者の直近3ヵ年の財務諸表における発注者との間の取引高

(3) 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合

（合意管轄）

第26条　本契約に関し、訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（準拠法）

第27条　本契約は、日本国の法律に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。

（疑義の決定）

第28条　本契約に定めのない事項又は本契約の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて発注者及び受注者で協議の上、これを定めるものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成００年００月００日

発注者　　東京都渋谷区西原2丁目49番5号
独立行政法人国際協力機構　東京国際センター
契約担当役　所長　佐々木　十一郎

受注者　　（住所）
株式会社　○○○○○○○
代表取締役　○○○○○○